

平成29年度 アクティビティ・ワーカー養成研修実施要項
～レクリエーションからアクティビティ・サービスへ～

1 目 的	<p>『アクティビティ・サービス』という言葉はなじみの薄いものかもしれません。しかし、生活支援計画、とりわけ余暇活動やレクリエーション・プログラム、個別の生活支援で悩んでいる、あるいはマンネリズムになっている、など多くの施設が抱える悩みの解決のために「アクティビティ・サービス」を基本から学びます。</p> <p>☆アクティビティ・ワーカーの資格要件に該当する方は資格を取得することもできるプログラムです。(資格認定団体：NPO法人アクティビティ・サービス協議会)</p>
2 期 日 および 会 場	<p>平成30年2月19日(月) 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館4階 大研修室</p>
3 対 象 者	<p>【定員70名程度】高年齢福祉に携わる直接処遇職員（高年齢施設職員向けの内容です。）</p>
4 研 修 日 程	<p>別添、研修日程のとおり</p>
5 受 講 料	<p>受講料：4,600円（内訳 2,500円 +テキスト代 2,100円） ※テキストは、『新訂アクティビティ・サービス 心身と生活の活性化を支援する』（中央法規）を使用します。 ※受講料は当日、受付にてお支払いください。 ※アクティビティ・ワーカー資格を取得する場合は、登録費として別途15,000円が必要になります。（資格取得を希望する方は、ご自身での手続きになります。）</p>
6 申 込 方 法	<p>別紙「受講申込書」に必要事項を記載し、FAXにより下記まで送付してください。 ※定員になり次第、申込期限前でも締め切らせていただきます。（申込書到着順） ※受講できない方のみ、本会より電話でお伝えいたします。 ※FAX到着確認の電話は不要ですが、不達の場合は研修受講ができませんので予めご了承ください。</p>
7 申 込 期 限	<p>平成30年1月4日(木)～平成30年2月9日(金)【先着順】 ※申込期日外の申込みは無効となりますので、日にちを間違えずにお申込み下さい。 ※本会会員以外の事業所は、1月15日(月)以降の申込みとします。</p>
8 そ の 他	<p>① 受講申し込み後に、欠席または申し込み事項に変更がある場合は、速やかに茨城県社会福祉協議会福祉人材・研修部にご連絡ください。無断欠席の場合は、「受講料」を請求することがありますので、予めご了承ください。</p> <p>② 受講申込書に記載された個人情報、当該研修の運営管理の目的にのみ使用いたします。なお、本研修の受講者名簿に、氏名・所属・職名を掲載いたしますので、ご了承下さい。</p> <p>③ 駐車場の収容台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。混雑状況は「茨城県総合福祉会館」で検索してください。</p> <p>④ 天候等の理由により、研修室の安全が確認できない場合は、中止することもありますのでご了承ください。受講当日の時間の変更等は、本会ホームページに掲載します。⇒「茨城県社会福祉協議会 平成29年度社会福祉従事者研修」で検索してください。</p> <p>⑤ 服装は、研修を受講するにふさわしい服装でお越しください。（ジャージ、サンダル等不可）。また、体温調節ができるものをご着用下さい。</p> <p>⑥ 昼食は、各自ご持参ください。</p> <p>⑦ 研修時に、配慮が必要な方は、事前に下記までご連絡ください。</p>
9 問 い 合 わ せ ・ 参 加 申 込 先	<p>社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（平間・萩原） 〒310-8586 水戸市千波町1918 TEL 029-244-3755 FAX 029-244-3210</p>



研 修 日 程

日 時	研修科目および講師名	ねらい
【2月19日】 9:15～9:50 9:50～10:00	受 付 開 講／オリエンテーション	
10:00～17:00 昼食休憩は 12:00～13:00 休憩も適宜と ります。	【講 義・演 習】 「福祉現場におけるレクリエーションの誤解と限界を通して考える生活支援技術」 ○アクティビティ・サービスとは何か ○レクリエーション活動との違い ○アクティビティ・サービスの計画 ○アクティビティ・サービスの実践 心身活性化の実践ワーク 認知症対応について 利用者との話題のつくり方の事例 講師： NPO法人 アクティビティ・サービス協議会 理事長 廣池利邦 氏 <small>(群馬医療福祉大学短期大学部特任教授)</small>	高齢者福祉現場において、利用者が日常生活場面で喜びや楽しさを感じられ、心身の活性化につながるプログラムについて、講義・演習を通して習得します。
17:00	閉講	

講師紹介：廣池 利邦 氏（NPO法人 アクティビティ・サービス協議会 理事長）

1987年から日本福祉教育専門学校で専任教師となる。日本社会事業大学名誉教授垣内芳子氏に師事し、「福祉レクリエーション」の研究を深める。在籍中、介護福祉士国家試験委員も務めた。2003年から群馬社会福祉大学非常勤講師、2008年群馬医療福祉大学短期大学特任教授、2010年群馬医療福祉大学短期大学部教授・介護福祉学科学科長、2011年群馬医療福祉大学短期大学部教授（現任）となる。

2005年からNPO法人アクティビティ・サービス協議会理事長となり、福祉施設における生活支援技術の理論と実践の研究、研修講師、ワーカー養成などを全国的に展開している。また、元公益社団法人東京都障害者スポーツ協会ボランティア部会長として、ボランティア教育と大会のボランティアのまとめ役をしてきた。NPO法人新宿区レクリエーション協会理事。

※この研修を受講すると、「アクティビティ・ワーカー」資格取得条件のカリキュラムの課程が修了します。（今回の研修受講により資格が取れるものではありません。）

☆「アクティビティ・ワーカー」資格取得条件

- ① 医療福祉分野で1年以上実務経験を有する者
- ② NPO法人アクティビティ・サービス協議会指定の養成カリキュラム(今回の研修内容)の課程修了者
⇒レポート審査を経て資格が与えられます。登録費として別途15,000円が必要になります。（ご自身での手続きになります。）

*アクティビティ・ワーカーの資格についての問い合わせ先：NPO法人アクティビティ・サービス協議会TEL03-3232-2940